

議第62号

高山市自治功労者表彰条例等の一部を改正する条例について

高山市自治功労者表彰条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

自治功労者等の表彰の基準等を見直すため改正しようとする。

高山市自治功労者表彰条例等の一部を改正する条例

(高山市自治功労者表彰条例の一部改正)

第1条 高山市自治功労者表彰条例(昭和60年高山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(待遇の停止又は回復等)</p> <p>第9条 被表彰者が、次の各号の一に該当したときは、その間前条に規定する待遇を停止する。</p> <p><u>(1) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p><u>(2)~(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(待遇の停止又は回復等)</p> <p>第9条 被表彰者が、次の各号の一に該当したときは、その間前条に規定する待遇を停止する。</p> <p><u>(1)~(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

(高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例の一部改正)

第2条 高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例(昭和50年高山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(顕彰及び奨励の範囲)</p> <p>第2条 この条例による顕彰又は奨励の対象は、本市に住所又は活動の本拠を有するもので美術、文芸、演劇、音楽等の制作、研究又は発表(以下「活動」という。)を行つている個人又は団体で、顕彰にあつては優れた業績をあげているもの、奨励にあつては現に活動し、又は研究途上にあり、将来その成果が期待できるものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除くものとする。</p> <p><u>(1) 成年被後見人</u></p> <p><u>(2)~(7)</u> (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 芸術文化功労者が<u>第2条第1号又は第2号</u>に該当するに至つたときは、芸術文化功労者としての待遇を取り消し、芸術文化功労章は返納させるものとする。</p>	<p>(顕彰及び奨励の範囲)</p> <p>第2条 この条例による顕彰又は奨励の対象は、本市に住所又は活動の本拠を有するもので美術、文芸、演劇、音楽等の制作、研究又は発表(以下「活動」という。)を行つている個人又は団体で、顕彰にあつては優れた業績をあげているもの、奨励にあつては現に活動し、又は研究途上にあり、将来その成果が期待できるものとする。ただし、次の各号の一に該当するものを除くものとする。</p> <p><u>(1)~(6)</u> (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 芸術文化功労者が<u>第2条第1号</u>に該当するに至つたときは、芸術文化功労者としての待遇を取り消し、芸術文化功労章は返納させるものとする。</p>

(高山市地域振興顕彰に関する条例の一部改正)

第3条 高山市地域振興顕彰に関する条例(平成13年高山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(顕彰の基準)</p> <p>第2条 この条例による顕彰の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号の一に該当する者は、顕彰の対象から除くものとする。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(顕彰の基準)</p> <p>第2条 この条例による顕彰の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の各号の一に該当する者は、顕彰の対象から除くものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 地域振興功労者が第2条第1項第3号ア又はイに該当するに至ったときは、地域振興功労者としての待遇を取り消し、地域振興功労章は返納させるものとする。</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第9条 地域振興功労者が第2条第1項第3号アに該当するに至ったときは、地域振興功労者としての待遇を取り消し、地域振興功労章は返納させるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の高山市自治功労者表彰条例第9条第1項の規定は、施行日以後に行う待遇の停止について適用する。

3 第2条の規定による改正後の高山市芸術文化顕彰及び奨励に関する条例第2条及び第10条の規定は、施行日以後に行う顕彰若しくは奨励又は待遇の取り消し及び芸術文化功労章の返納について適用する。

4 第3条の規定による改正後の高山市地域振興顕彰に関する条例第2条第1項及び第9条の規定は、施行日以後に行う顕彰又は待遇の取り消し及び地域振興功労章の返納について適用する。